

## EU-ETS ベンチマーク規則に関する欧州委員会決定<sup>1</sup>の概要

平成23年7月29日  
環境省市場メカニズム室

2011年4月27日、欧州委員会は、EU-ETSの第3フェーズ（2013～2020年）におけるベンチマーク規則に関する決定を採択した。EU-ETS改正指令では、2013年以降の第3フェーズにおいて、オークションによる有償割当を行うこととしつつ、炭素リーケージに晒される可能性のある産業セクターへの移行的支援措置として、ベンチマーク方式により排出枠を無償で割り当てる旨を規定している。今回採択された決定には、具体的なベンチマークの値、過去の活動量の算定方法、ベンチマーク方式による無償割当量の算定方法等が盛り込まれている。

### <今後の予定>

今後、各加盟国政府は、本決定を基に対象となる自国施設の活動量データの収集を行い、各施設に対する2020年までの各年の無償割当量（暫定値）を算出し、2011年9月30日までに欧州委員会に提出する。その後、欧州委員会による審査を経て、2012年中に加盟国は最終的な割当量を確定する予定である。

### <EU-ETS ベンチマーク規則に関する欧州委員会決定の概要>

#### ベンチマークの種類

- ・ 製品ごとにベンチマークを策定することが可能な場合は製品ベンチマークを策定し、策定できない部分については熱・燃料ベンチマークを策定する。製品ベンチマークに含まれないプロセス排出量については、グランドファザリングとする。
- ・ 決定では、52の製品ベンチマーク及び熱・燃料ベンチマークの値が示された。（別添参照）

#### 製品ベンチマークの値

- ・ 域内における同一製品を製造する施設のうち、2007～2008年の最も効率的な施設（上位10%）の平均実績とする。
- ・ データが十分に収集できない場合には、統合的汚染防止管理指令（IPPC指令）に定

---

<sup>1</sup>European Commission, "Commission Decision of 27 April 2011 determining transitional Union-wide rules for harmonised free allocation of emission allowances pursuant to Article 10a of Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council" (notified under document C(2011) 2772)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:130:0001:0045:EN:PDF>

められた利用可能な最善の技術（Best Available Techniques, BAT）の値を適用する。

#### データ収集プロセスについて

- ・ ベンチマーク策定のために必要とされる温室効果ガス排出量等のデータは、一義的には業界団体が欧州委員会が定めたガイドライン”Sector rule books”に従って収集した。
- ・ 加えて、欧州委員会により委託されたコンサルタントが、業界団体の収集したデータに含まれない ETS 対象設備からのデータ収集を行った。加盟国政府の所管官庁（competent authority, CA）もデータを提供した。
- ・ 欧州委員会は、当該データが”Sector rule books”に則って収集されているか、データから導かれた平均実績が妥当であるかを確認した。

#### 過去の活動量データ

- ・ 製品ベンチマークに基づく割当については製品の生産量、熱・燃料ベンチマークに基づく割当についてはそれぞれの消費量、プロセス排出量に基づく割当については排出量についての過去の実績データが必要となる。
- ・ 既存設備の場合、これらの過去の活動量データは、2005 年から 2008 年の活動量の中央値又は 2009 年から 2010 年の活動量の中央値のうち、いずれか高い方とする。
- ・ 新規施設の場合、個別分野ごとの標準的な生産容量又は個別設備ごとの生産容量とする。

別添 ベンチマークの値

表 1 製品ベンチマーク（燃料と電力の交換可能性を考慮しない）

セクター	製品	ベンチマーク値 (他に記載がない限り t-製品当 たり)	リーケージリスク (欧州委員会のリスト における指定の有無)
鉄鋼	コークス	0.286 t-CO <sub>2</sub> /ドライコークス	有
	焼結鉱石	0.171 t-CO <sub>2</sub>	有
	溶銑 (ホットメタル)	1.328 t-CO <sub>2</sub>	有
アルミ	プリベイク・アノード	0.324 t-CO <sub>2</sub>	有
	アルミニウム	1.514 t-CO <sub>2</sub>	有
セメント	灰色セメントクリンカー	0.766 t-CO <sub>2</sub>	有
	白色セメントクリンカー	0.987 t-CO <sub>2</sub>	有
石灰	石灰	0.954 t-CO <sub>2</sub>	有
	ドライム (軽焼ドロマイト)	1.072 t-CO <sub>2</sub>	有
	焼結ドライム	1.449 t-CO <sub>2</sub>	有
ガラス	フロートガラス	0.453 t-CO <sub>2</sub> /熔融ガラス	有
	無色ボトル・瓶	0.382 t-CO <sub>2</sub>	有
	着色ボトル・瓶	0.306 t-CO <sub>2</sub>	有
	連続フィラメントガラス繊維製品	0.406 t-CO <sub>2</sub> /熔融ガラス	有
セラミック	積み煉瓦	0.139 t-CO <sub>2</sub>	無
	敷き煉瓦	0.192 t-CO <sub>2</sub>	無
	屋根瓦	0.144 t-CO <sub>2</sub>	無
	噴霧乾燥粉末	0.076 t-CO <sub>2</sub>	有
石膏	石膏 (漆喰)	0.048 t-CO <sub>2</sub>	無
	乾燥二次石膏	0.017 t-CO <sub>2</sub>	無
紙パルプ	短繊維クラフトパルプ	0.120 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	長繊維クラフトパルプ	0.060 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	亜硫酸パルプ、機械パルプ	0.020 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	再生紙	0.039 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	新聞紙	0.298 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	非被覆上質紙	0.318 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	被覆上質紙	0.318 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	ティッシュペーパー	0.334 t-CO <sub>2</sub> /原紙ロール	有
	テストライナー、フルーティング	0.248 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
	非被覆カートン用板紙	0.237 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有

	被覆カートン用板紙	0.273 t-CO <sub>2</sub> /風乾トン	有
化学	硝酸	0.302 t-CO <sub>2</sub>	有
	アジピン酸	2.790 t-CO <sub>2</sub>	有
	塩化ビニルモノマー	0.204 t-CO <sub>2</sub>	有
	フェノール/アセトン	0.266 t-CO <sub>2</sub>	有
	S-PVC	0.085 t-CO <sub>2</sub>	有
	E-PVC	0.238 t-CO <sub>2</sub>	有
	ソーダ灰	0.843 t-CO <sub>2</sub>	有

表2 製品ベンチマーク（燃料と電力の交換可能性を考慮）

セクター	製品	ベンチマーク値 (他に記載がない限り t-製品当 たり)	リーケージリスク (欧州委員会のリスト における指定の有無)
石油精製	石油精製製品	0.0295 t-CO <sub>2</sub> /CWT	有
鉄鋼	EAF 炭素鋼	0.283 t-CO <sub>2</sub>	有
	EAF 高合金鋼	0.352 t-CO <sub>2</sub>	有
	鋳鉄	0.325 t-CO <sub>2</sub>	有
ミネラル ウール	ミネラルウール	0.682 t-CO <sub>2</sub>	無
石膏	石膏ボード	0.131 t-CO <sub>2</sub>	無
化学	カーボンブラック	1.954 t-CO <sub>2</sub>	有
	アンモニア	1.619 t-CO <sub>2</sub>	有
	スチームクラッキング	0.702 t-CO <sub>2</sub>	有
	芳香族化合物	0.0295 t-CO <sub>2</sub> /CWT	有
	スチレン	0.527 t-CO <sub>2</sub>	有
	水素	8.85 t-CO <sub>2</sub>	有
	合成ガス	0.242 t-CO <sub>2</sub>	有
	エチレンオキサイド/エチレング リコール	0.512 t-CO <sub>2</sub> EOE	有

表3 熱・燃料ベンチマーク

ベンチマーク	ベンチマーク値
熱ベンチマーク	62.3 t-CO <sub>2</sub> /TJ
燃料ベンチマーク	56.1 t-CO <sub>2</sub> /TJ

## 参考 これまでの経緯

### EU-ETS 改正指令における規定

EU-ETS 改正指令第 10a 条は、2013 年以降の改正指令における、炭素リーケージに晒される可能性のある産業セクターへの移行的支援措置として、ベンチマーク方式により、排出枠を無償で割り当てる旨を規定している。同条の内容は、下記のとおり。

- ・ 無償割当は、域内共通の事前設定ベンチマーク (ex ante benchmarks)により行う。ベンチマークを含め無償割当の方法は、2010 年 12 月 31 日までに策定する。
- ・ 原則として、ベンチマークは、セクター又はサブセクターの各生産プロセスを通じて温室効果ガス排出量の削減とエネルギー効率化による節約が最大化されるように、投入量ベースではなく、製品ベースで策定される。
- ・ ベンチマークは、域内におけるセクター又はサブセクターの 2007～2008 年における最も効率的な施設 (上位 10%) の平均実績を出発点として策定する。欧州委員会は、ベンチマークを策定するに当たり、当該セクター及びサブセクターを含め、関係者と協議する。
- ・ 炭素リーケージに晒される可能性のあるセクター又はサブセクターは、ベンチマークに基づき、100%の無償割当を受ける。(その他の産業セクターに対しては、2013 年 80% から 2020 年 30%、2027 年 0% と無償割当を受けられる割合が低減していく。)
- ・ 炭素リーケージに晒される可能性のあるセクター又はサブセクターのリストは、欧州委員会が 2009 年 12 月 31 日までに、それ以降は 5 年ごとに、決定する。

### 炭素リーケージに晒される可能性のあるセクター又はサブセクターの特定

2009 年 12 月、欧州委員会は欧州委員会決定を発表し、炭素リーケージに晒される可能性のあるセクター又はサブセクターとして 164 業種を特定した。

### ベンチマーク策定の検討

欧州委員会は、Ecofys、Öko-Institut、Fraunhofer Institute にベンチマーク策定の検討を依頼し、同社らは 2009 年 11 月、13 のセクターについてベンチマークの暫定案を公表した。並行して、欧州委員会は、2009 年から、非公式の技術検討グループ会合を 17 回、利害関係者とのコンサルテーションを 5 回、産業界との二者間会合を 100 回以上開催し、産業界との対話を行った。

2010 年 10 月 22 日、欧州委員会は加盟国政府に対して、ベンチマーク規則に関する決定(草案)を送付した。決定(草案)のうち、鉄鋼及び化学のベンチマークについて、一部(鉄鋼石ペレットのベンチマーク)の削除及びいくつかのベンチマークの値の修正を行い、2011 年 4 月 27 日、決定として採択された。